

和歌山県報

発行和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地毎週火、金曜日発行

E	沙	(取打	及課室	(名)	~~-	ージ
O 告	示					
717	公文書開示の実施状況の公表		(総務	孫課)		1
718	個人情報保護条例の運用状況の公表		(")		2
719	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害		上課)		3
720	保安林予定森林	(森村	木整備	請課)		3
721	保安林の指定施業要件変更予定	(")		3
722	道路の区域変更	(道)	各保全	注課)		4
723	II .	(")		4
724	II .	(")		4
725	道路の供用開始	(")		5
726	II .	(")		5
727	道路の位置の指定	(都ī	 	段課)		5
0 人	事委員会告示					
7 -	F成30年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験	の実施				6
O 警	察本部告示					
9 ‡	捜査支援移動式カメラシステム購入に係る一般競争入札に参加する者に必	必要な資	各等		1	12
〇 諸	報					
入札	公告	(有	警察本	部)	1	14
O IE	誤					
平成	30年3月30日付け和歌山県報号外目次中				1	17
平成	30年3月30日付け和歌山県報号外中				1	17
平成	30年6月15日付け和歌山県報第2972号和歌山県警察本部告示第7号中				1	17
平成	30年6月15日付け和歌山県報第2972号入札公告中				1	17

和歌山県告示第717号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、平成29年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

			決	官 件 数	英 等		
開示請求の件数	開示			非開示	不存在	存否応答	取下げ
	全部	部分	計	が用力い	小竹工	拒 否	AX (*V)
5, 218	3, 474	1, 559	5, 033	25	60	3	97

2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

			処	理 状	況			
開示申出の件数	開示			非開示	不存在	存否応答	取下げ	
	全部	部分	計	が用か	171于1生	拒 否	ДХ [` ()	
40	9	30	39	0	0	0	1	

3 不服申立て(審査請求)の件数及びその処理状況

不服申立て(審査			処 理	状 况		
請求) の件数	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
2 (64)	0 (1)	0 (1)	0 (18)	0	0 (1)	2 (43)

()の数字は、平成24年度から平成28年度までの不服申立て(審査請求)であって、平成29年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第718号

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第60条第2項の規定に基づき、平成29年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 個人情報ファイル簿の件数 251件
- 2 保有個人情報の請求及び決定件数等
- (1) 開示

		決 定 件 数 等								
開示請求の件数	開示			非開示	不存在	存否応答	取下げ			
	全部	部分	計	が用力い	小171工	拒 否	4X 1.()			
372	116	232	348	6	17	0	1			

(2) 訂正・利用停止

		決定例	牛数等			決定件数等			
訂正請求の 件 数	**	訂 正		非訂正	利 用 停 止 請求の件数	利	用停	止	非利用
	全部	部分	計	7FBJ 11.		全部	部分	計	停止
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 3 簡易開示の件数
 - 4,131件
- 4 審査請求の件数及びその処理状況

安本誌 せの 仲粉			処 理	状 況		
審査請求の件数	全部認容	一部認容	棄却	却 下	取下げ	審査中
1 (1)	0	0	0 (1)	0	0	1

()の数字は、平成28年度の審査請求であって、平成29年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第719号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の 規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011400 524	あがいろ	海南市鳥居647-4	就労継続支援B型	合同会社あがい ろ	海南市大野中677-4	平成 30. 7. 5

和歌山県告示第720号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により 告示する。

平成30年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町大附字カイノ谷456、457
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第721号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

X	間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備	考
紀の川市遠方字i 先から同市荒見な 先まで			4. 20	3, 384. 00		

和歌山県告示第723号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有田湯浅線

X	間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備	考
有田郡湯浅町大字田字宮ノ内66 番地先から同町大字栖原字下地 1513番1地先まで			5. 04	1, 584. 17		

和歌山県告示第724号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 楠本小川線

和歌山県報 第2974号

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
有田郡有田川町大字小川字矢本 955番1地内	IΕ	17. 81	30. 60	
同上	新	17. 36	30. 60	

和歌山県告示第725号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 岩出市船戸字船戸234番1地先から同市船戸字船戸205番2地先まで

供用開始の期日 平成30年6月22日

和歌山県告示第726号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する

平成30年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 泉佐野岩出線

供用開始の区間 岩出市高瀬字際ノ神73番3地先から同市宮字宮ノ内81番1地先まで

供用開始の期日 平成30年6月22日

和歌山県告示第727号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 平成30年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

		申 請 者		道	路
指定番号	指定位置	住 所	指定年月日	幅 員	延 長
		氏 名		メートル	メートル
3417	岩出市高塚字北垣内231番2 の一部、溝川字笠屋鼻94番 1の一部		平成 30. 6. 13	6. 00	65. 88
				6.00	21.68

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

平成30年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。 平成30年6月22日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

平成30年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
	男性一般	5人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮	
	女性一般	5人程度	圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公 共の安全と秩序の維持	
警察官A	男性武道 (柔道)	1人程度	男性一般の職務に加え職員に対して武道指導を行	
	男性武道 (剣道)	1人程度	う。	平成31年4月以降
	男性	24人程度	上記警祭官A男性一般又は女性一般の職務内容と同 :	
警察官B	女性	17人程度		
	女性武道 (柔道)	1人程度	女性の職務に加え職員に対して武道指導を行う。	

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条各号のいずれかに該当する人 (準禁治産者を含む。)

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
	男性一般	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学 を除く。)を卒業した人又は平成31年3月末日までに卒業見込み の人	*D 10 0 1 1 1/1 5 D 5/1 4
	女性一般	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和61年4月2日以降 に生まれた女性
警察官	男性武道 (柔道) (※1)	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位(※2)が3段以上の人で公益財団法人全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人(平成31年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	昭和61年4月2日以降
	男性武道 (剣道) (※1)	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位(※2)が3段以上の人で一般財団法人全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人(平成31年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	に生まれた男性
	男性	上記警察官A男性一般の受験資格に該当しない人	昭和61年4月2日から 平成13年4月1日まで に生まれた男性
	女性	上記警察官A女性一般の受験資格に該当しない人	昭和61年4月2日から 平成13年4月1日まで に生まれた女性

警察官B 女性武道 (柔道) (※1)	上記警察官A女性の受験資格に該当せず、柔道の段位(※2)が初段 以上の人で高校生以上の競技者として公益財団法人全日本柔道連盟 若しくはこれに加盟する団体が行う全国的な競技会若しくはそれら に相当する競技会に出場し、又は前記大会に出場するための県大会 において3位以内の成績(団体戦への登録を含む。)を有している 人(平成31年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人 を含む。)	平成13年4月1日まで に生まれた女性
------------------------------	---	------------------------

- (※1) 男性武道(柔道)、男性武道(剣道)及び女性武道(柔道)の試験区分については、資格等の証明書の写しを、受験申込みの際に提出し、第1次試験当日に原本を提示できる人に限る。
- (※2) 柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。また、受験資格に定める資格等を平成31年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。
- 注 資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。
- 3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成30年9月16日(日)午前9時	和歌山市 田辺市 (※)	平成30年10月上旬に県庁北別館5階人事委員会事 務局前に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成30年10月下旬	和歌山市	平成30年11月上旬に県庁北別館5階人事委員会事 務局前に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成30年11月中旬	和歌山市	平成30年11月下旬に県庁北別館5階人事委員会事 務局前に掲示するとともに、合格者に通知する。

- (※) 男性武道(柔道)、男性武道(剣道)及び女性武道(柔道)の第1次試験会場は、和歌山市に限る。
- 4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
教養試験 (※1) (択一式2時間) 500点 警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (50問)		警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (50問)
実技試験 (※2) 500点 柔道又は剣道についての実技試験		柔道又は剣道についての実技試験
資格加点 (※3) 別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格しる。		ずる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者に加点す
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。

- (※1) 教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で 行う。
- (※2) 実技試験は、男性武道(柔道)、男性武道(剣道)及び女性武道(柔道)の受験者のみ実施する。 男性武道(柔道)及び女性武道(柔道)の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔 道衣を持参すること。

男性武道(剣道)の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、 竹刀及び剣道具を持参すること。

(※3) 資格加点は、警察官A男性一般、警察官A女性一般、警察官B男性又は警察官B女性の受験者のうち、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。

和歌山県報 第 2974 号

また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も点数の高いもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については一般財団法人全 日本剣道連盟から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたもの に限る。

別表

	対象となる資格等	点数
	3段以上	50点
柔道及び剣道	2段	40点
	初段	30点
	 実用英語技能検定1級 TOEIC 900点以上 TOEFL (iBT) 101点以上 TOEFL (PBT) 607点以上 TOEFL (CBT) 253点以上 国際連合公用語英語検定試験A級以上 	50点
語学(英語)	 実用英語技能検定準1級 TOEIC 700点以上900点未満 TOEFL (iBT) 76点以上101点未満 TOEFL (PBT) 540点以上607点未満 TOEFL (CBT) 207点以上253点未満 国際連合公用語英語検定試験B級 	40点
	 実用英語技能検定2級 TOEIC 500点以上700点未満 TOEFL (iBT) 52点以上76点未満 TOEFL (PBT) 470点以上540点未満 TOEFL (CBT) 150点以上207点未満 国際連合公用語英語検定試験C級 	30点
情 報 処 理	 ・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験 ・ボータベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・システム監査技術者試験 ・応用情報技術者試験 ・情報セキュリティスペシャリスト試験 ・情報処理安全確保支援士試験 ・システムアナリスト試験 ・アプリケーションエンジニア試験 ・アプリケーションエンジニア試験 ・アフトウェア開発技術者試験 ・アクニカルエンジニア(データベース)試験 ・テクニカルエンジニア(システム管理)試験 ・テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験 ・テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験 ・情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・上級システムアドミニストレータ試験 	50点
	・基本情報技術者試験 ・情報セキュリティマネジメント試験	40点
	・ITパスポート試験・初級システムアドミニストレータ試験	30点

			<u> </u>
財	財務	・日商簿記検定1級	50点
	州 伤	・日商簿記検定2級	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験 600点		人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験 200点 職務遂行上必要な体力につい 時間往復走及び往復持久走)		職務遂行上必要な体力についての試験(立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、 時間往復走及び往復持久走)
論文試験 (1時間30分) 【警察官A】 200点 (※) 一定のテーマによる識見、:		一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)
作文試験 (1時間) 【警察官B】 (※)		文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査(胸部疾患、伝染性疾患、 心臓疾患等の有無及び聴力、色覚等を判定するため、レントゲン検査、血液検査、 尿検査等を行う。)

(※)論文試験及び作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成29年度の論文及び作文のテーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

松木佰口	合格基準		
検査項目	警察官A・B男性	警察官A・B女性	
身長	おおむね160cm以上	おおむね150cm以上	
体重	おおむね47kg以上		
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。		
色覚	職務遂行に支障がないこと。		
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心 臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。		

注 上記検査項目のうち、身長、体重及び視力については、いずれか一つでも合格基準を下回る場合に、 色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格と なる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目(第1次試験の適性検査を除く。)には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、教養試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

- 5 受験手続及び受付期間
 - (1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、 和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱 書し、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある 「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において 入手すること。

〈申込用紙の配布場所〉

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、 和歌山県警察本部警務課へ請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成30年7月2日(月)午前10時から同年8月14日(火)午後4時までに受信したものを受け付ける。 ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成30年7月2日(月)から受付を開始し、同年8月14日(火)までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受験することができない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名 簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

警察官Aの試験区分で受験した人のうち、大学卒業見込みで受験した人は、平成31年3月末日までに 卒業できない場合、採用資格を失う。

なお、採用時期は、平成31年4月以降になる予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校 に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額(平成30年4月1日現在)は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

大学卒	短期大学2卒	高校卒	
205, 200円	187,000円	172,700円	

このほか、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)等の定めに従い、扶養手 当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができる。情報提供を 希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券 等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に申し出るこ と。ただし、インターネットにより受験申込みを行った受験者は、「和歌山県電子申請システム」によ り、情報提供を受けることができる。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第 1次試験の総合得点及び総合順位	(日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次 試験の総合得点及び総合順位並 びに第1次試験と第2次試験を合 わせた総合得点及び総合順位	午前9時(情報提供期間の初日は、合格発表後)から午後5時45分までインターネットにより受験申込みを行った受験者は、合格発表の日の午後3時から1か月間「和歌山県電子申
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次 試験の総合得点及び総合順位、 第1次試験と第2次試験を合わせ た総合得点及び総合順位並びに 第1次試験から第3次試験までを 合わせた総合得点及び総合順位	請システム」により提供を受けることができる。

10 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第9号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、 捜査支援移動式カメラシステム購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申 請方法等を次のように定める。

平成30年6月22日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 購入物品の名称及び数量 捜査支援移動式カメラシステム 80式
- (2) 購入物品の仕様等

捜査支援移動式カメラシステム仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年6月22日(金)において、次に掲げる要件を 満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る購入物品と同種の売買契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力 団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに経営に実質的に関与して いない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計 算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - 力 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

- (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 申請者の物品購入業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付する こと。)
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年6月22日(金)から同年7月6日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年6月22日(金)から同年7月12日(木)までの間に和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部1階 会議室7

(2) 日時

平成30年7月2日(月)午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成30年6月22日(金)から同年7月25日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成30年7月25日 (水) 午後4時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、平成30年7月31日(火)までに通知するものとする。

- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成30年8月3日(金)午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成30年8月9日 (木) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

諸報

入札公告

捜査支援移動式カメラシステム購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成30年6月22日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度

平成30年度

(2) 購入物品の名称及び数量

捜査支援移動式カメラシステム 80式

(3) 履行期限

平成30年12月28日

(4) 購入物品の仕様等

捜査支援移動式カメラシステム仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(5) 納入場所 仕様書のとおり。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県警察本部告示第9号に規定する捜査支援移動式カメラシステム購入の一般競争入札参加資格を有する者であること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) 期間

平成30年6月22日(金)から同年7月6日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等
 - (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の (2) に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年6月22日(金)から同年7月12日(木)までの間に会計課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

- 5 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部1階 会議室7

(2) 日時

平成30年7月2日(月)午前10時

- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

平成30年8月20日(月)午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

工 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により、平成30年8月17日(金)午後5時までに会計課に必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 8 入札保証金に関する事項
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
 - (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。
- 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入 札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入 札は、無効とする。

- 11 入札執行方法の細目
 - (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
 - (2) この入札の開札には、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課の職員が立ち会うものとする。
 - (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、 落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじ を引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員に くじを引かせるものとする。
 - (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
 - (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 契約書作成の要否

亜

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

- 15 その他
 - (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Investigation Support High Sensitive Camera System, 80 units

(2) Time limit for tender:

10:00 a.m. Monday 20 August 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Friday 17 August 2018)

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120

和歌山県報 第 2974 号

平成30年6月22日(金曜日)

正誤

正 誤

平成30年3月30日付け和歌山県報号外目次中

ページ	誤	正
1	37	36

正 誤

平成30年3月30日付け和歌山県報号外36ページ目は誤りにつき、当該ページを削り、37ページから59ページまでを1ページずつ繰り上げる。

正 誤

平成30年6月15日付け和歌山県報第2972号和歌山県警察本部告示第7号中

ページ	誤	正
15	午前1時30分	午後1時30分

正 誤

平成30年6月15日付け和歌山県報第2972号入札公告中

ページ	誤	正
22	午後11時	午前11時